

第40号議案

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年3月5日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、扶養親族のある非常勤消防団員等に係る損害補償の加算額を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

芦屋市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「，第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え，「333円を」を「1人につき217円を」に改め，「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者が不在の場合には，そのうち1人については」及び「）を，第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族が不在の場合には，そのうち1人については300円）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芦屋市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は，この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた芦屋市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金，同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し，同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については，なお従前の例による。

参 照

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、扶養親族のある非常勤消防団員等に係る損害補償の加算額を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

扶養親族のある非常勤消防団員等（※）が公務等により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務等による負傷、疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における損害補償の算定の基礎となる補償基礎額に加算する額を次のとおり改定することとする。（第5条関係）

※ 非常勤消防団員等とは、非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者をいう。

（太字は改正案，（ ）内は現行）（単位：円）

加算区分	扶養親族 配偶者	子	孫	父母及び 祖父母	弟妹	重度心身 障害者
		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		60歳以上の者	子及び孫に同じ。	
加算額 （1人につき）	217 (333)	333 (267)	217			
配偶者がいない場合の加算額 (扶養親族のうち1人に限る。)		— (333)				
配偶者及び子がいない場合の加算額 (扶養親族のうち1人に限る。)			— (300)			

【参考】補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,400円	13,300円	14,200円
分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	12,400円
部長, 班長及び団員	8,800円	9,700円	10,600円

3 施行期日等

(1) 平成30年4月1日

(2) 改正後の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

芦屋市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(損害補償の種類)</p> <p>第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 療養補償</p> <p>(2) 休業補償</p> <p>(3) 傷病補償年金</p> <p>(4) 障害補償</p> <p>ア 障害補償年金</p> <p>イ 障害補償一時金</p> <p>(5) 介護補償</p> <p>(6) 遺族補償</p> <p>ア 遺族補償年金</p> <p>イ 遺族補償一時金</p> <p>(7) 葬祭補償</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しく</p>	<p>(損害補償の種類)</p> <p>第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 療養補償</p> <p>(2) 休業補償</p> <p>(3) 傷病補償年金</p> <p>(4) 障害補償</p> <p>ア 障害補償年金</p> <p>イ 障害補償一時金</p> <p>(5) 介護補償</p> <p>(6) 遺族補償</p> <p>ア 遺族補償年金</p> <p>イ 遺族補償一時金</p> <p>(7) 葬祭補償</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しく</p>

改正案	現 行
<p>は障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、8,800円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく、主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を</u>、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>333円を</u>、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p>	<p>は障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、8,800円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく、主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については<u>333円を</u>、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を</u>、第3号から第6号までのいずれか</p>

改正案	現 行
<p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>4 (省略)</p>	<p><u>に該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には，そのうち1人については300円）を，それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</u></p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>4 (省略)</p>